

憲法改定の問題点

1. 教育基本法改定と憲法改定のつながり

次章で明らかにされる通り、改憲推進勢力からすれば、教育基本法改定と憲法改定は一続きのプロセスです。それは、教育基本法前文にはこの法律の目的が「日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため」とあり、また同じく前文で、日本国憲法の理想の実現は「教育の力にまつべきもの」とされている通り、教育基本法と日本国憲法とは不可分の関係にあるからです。それゆえ、教育基本法を今変えようとするには、改憲への地ならしという目的があるのでしょうか。その点では、同じく上程が準備されている「憲法改正国民投票法」案も、改憲推進の気運をつくり、外堀を埋めるという同じ目的において連動していると言えます。これら教育基本法の改定、憲法改正国民投票法制定、そしてその集大成とも言える日本国憲法改定は、後述の通り、一つの目標を目指して連なっています。

2. 自民党新憲法草案

それでは、その最終目標である日本国憲法は、どのように変えられようとしているのでしょうか。改憲論争には長い歴史と様々な論点がありますが、今、最も現実味をもって提示されているのが、先の総選挙で大幅に議席を伸ばした自由民主党が2005年10月28日に発表した新憲法草案です。以下、その改定骨子を挙げてみましょう。

前文：象徴天皇制を維持。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という基本原則の継承。しかし「国民は帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有する」と言われます。現行憲法の不戦の決意、平和の追求、「人類普遍の原理」としての国民主権と民主主義への言及は削除されています。

安全保障（第9条）：第1項の戦争放棄は維持。しかし第2項で「自衛軍」の保持を明記。現行憲法を「平和憲法」として特徴づける「戦力不保持」は削除。「自衛軍」の活動について、自民党は集団的自衛権の行使も含むとしています。これによって、これまでの米軍への協力で自衛隊が受けている制約が解かれ、イラク戦争のように合法性・正当性の疑わしい武力行使を伴う海外活動への参加も違憲とされなくなるでしょう。しかし「公の秩序の維持」という名目のもとに、治安維持のために武力が国民に向けられることも考えられます。又「不戦の誓い」が削除されることで、近隣諸国との緊張が高まり、これまでの「自衛のための必要最小限度の実力」に対する歯止めがはずされて、軍拡が際限なく進むことも予想され得ます。

国民の義務と権利（第12条、13条）：「国民の責務」として「自由及び権利には責任が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う」（12条）と言われ、また「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」（13条）とされています。現行憲法の「公

共の福祉」は「公益及び公の秩序」と言い換えられ、社会秩序の維持と全体の利益を強調しています。 国家の意思に自発的に従う国民の育成が必要となり、そのために教育基本法改定も画策されますが、この先には、国家による様々な人権の制限や徴兵制の導入も想定され得ることでしょう。また、この条文の背後には「義務を果たせない者は、公益及び公の秩序を害する者だから、権利も与えない」という考えがありますが、これにより今日貧富の格差が進行する中で、貧しい生活を強いられる人々の生存権や労働権などの基本的人権が、治安維持の名のもとにますます脅かされるおそれがあります。

国民の権利（第 19 条 1 項、21 条 2 項、25 条 2 項、25 条 3 項、29 条 2 項）：新たに個人情報保護、知る権利、環境権、犯罪被害者の権利、知的財産権などを規定。

これらの権利を新たに明記することにより、一見、国民の権利が増えるように見えます。しかしながら、上記 で述べたように、これらすべての権利、そして生存権さえもが、新憲法案では公益及び公の秩序の範囲内に制限されるようになるのです。これは特に生存権を脅かされているような貧しい人々、社会的に不利な状況に置かれている人々にとっては、恐ろしいことでしょう。また、第 9 条改定には、やはり未だに国民の抵抗が大きいですが、これら新しい権利と抱き合わせで（個別条項ごとの投票ではなく）「一括」方式の国民投票で改憲してしまおうという底意が、「憲法改正国民投票法」の策定推進とつながって見え隠れします。

政教分離（第 20 条 3 項）：国及び公共団体は「社会的儀礼を超えず」「特定の宗教を援助、助長または圧迫、干渉」しないかぎり宗教的活動を許容するとされます。

これによって、首相の靖国神社参拝が可能になりますし、そこから戦前のように学生生徒が参拝を強制されることになるかもしれません。

内閣総理大臣の権限の拡大（第 54 条第 1 項、第 72 条）：首相が、衆院の解散権、自衛軍の指揮権限をも持つこととなります。

軍事裁判所の設置（第 76 条 3 項）：戦前の軍法会議の再設置であり、軍の自律性を確立するためのものです。

改正要件の緩和（第 96 条）：「各議院の過半数の賛成（現状は 3 分の 2）で国会が議決し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票において、その過半数の賛成を必要とする」。 歴史的な大勝利となった 2005 年 9 月の衆院選でも自民党は 480 議席中 296 議席で、約 6 割でした。公明党の 31 議席を加えてようやく「3 分の 2」に届きます。しかも、参院では過半数割れしている状況です。そうならば、いっそ議決要件を緩めて改憲しやすくしようというのがこの草案でしょう。世界各国の憲法改正議決要件は、過半数の賛成で成立というのは、ニュージーランド、イスラエルなどごく少数派。大部分は「5 分の 3」（ブラジル）、「4 分の 3」（フィリピン）などハードルは高いのです。

3. 改憲で何が目指されているのか

以上から、この自民党新憲法草案がめざしているあり方を次のように整理できるでしょう。

不戦による平和追求よりも、「国民は帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有する」と言われる国家主義。

「自衛軍」による戦争参画。

国民が互いの人権を尊重しあうところに基礎をもつ人権の相互調整としての「公共の福祉」ではなく、国に国民が人権の制限を進んで提供すべきだとする「公益及び公の秩序」の優先。

政教分離の曖昧化による、戦前の国家神道的イデオロギーへの回帰や新たな宗教迫害・弾圧の可能性。

戦争遂行に有利なトップダウン的指揮系統。

多数派が自分たちの意思をより容易に実行できる法体制。

戦争しやすい国にする すなわちこの改憲が目指しているのは、日本という国を、支配権を握る勢力の意思に従って戦争のしやすい、またそのために国民の意志をも統制しやすい国に変えるということではないでしょうか。

憲法の基本原理を逆転させる とりわけ多くの識者から指摘されているのは、この草案では「非武装による平和追求」と「国民の人権の尊重」という日本の過去の戦争による惨禍への切実な反省から生み出された日本国憲法の中心的な特徴が「自衛軍による安全保障」と「公益の優先」へと180度反転してしまっていることです。すなわち、「本来、憲法とは国民が国家に対して権力を制限するためのルールである」という立憲主義の根幹としての国家 - 国民関係を逆転させるものだというわけです。

本当の「憲法改正」? かたくなな「護憲」ではなく、真の意味での「憲法改正」、すなわち現憲法が宣言する「平和主義」や「民主主義」という特長をさらに深化徹底させるための改正は望ましいことでしょう。しかしこの草案のように、憲法の基本精神を根底から逆方向に転覆させるような改変は、「改正」どころか日本国憲法自身が許容しえない日本国憲法の否定であり、むしろ復古的なクーデターと呼ぶのがふさわしいものです。政治家や支配層の思惑に任せて、このような方向での「憲法改正」を許してしまうのではなく、憲法問題をわたしたち一人ひとりの問題としてとらえ直し、議論を深めていくことが、今、強く求められているのではないのでしょうか。

4. 誰が改憲を望んでいるのか

現時点では、国民の大多数から湧き上がる、差し迫った要求として改憲が求められているわけでもなく、教育の当事者たる児童・生徒の保護者や教員から教育基本法を変えるべきだとの強い要望があるわけでも、また国民投票法がないことによって国民の憲法改正権が侵害されたと問題になっているわけでもありません。改憲の一連の動きは、国民全体から見れば少数派である国を支配している側の勢力が、自己の権益拡大のために、日本国憲法の理念に反する数々の既成事実を積み上げながら意図的に仕掛けていることで、多くの国民は、それに乗せられているという

のが実情ではないでしょうか。改憲をめざす人々の中にもさまざまな主張と論争があり、自民党新憲法草案もそうした多様な立場の一つの妥協の産物でしょう。ともあれ、この改憲草案の実現を目指す人々のメイン・ストリームが誰であるかを確認するのは重要でしょう。改憲草案の最終的な意図は、これを画策している人々の望みと密接にかかわっているでしょうから。

グローバルな覇権戦略の一翼を日本に担わせようとする超大国 小泉首相の就任以後、それ以前はむしろタブーに近かった改憲論議が一挙に吹き出したのは明らかでしょう。改憲を首相や政府に迫る一番大きな力はやはり米国政府ではないでしょうか。米国は、特に最近、自国の利益を中心とする視点で行動し、覇権主義や国連からの独立行動も辞さない戦略をとることが多いように思えます。そしてその米国は、アジア情勢についても、戦後の早い時期、中国や朝鮮半島の情勢に危機感を抱いたときに、軍事拠点としての日本の再軍備と憲法改定の方針をすでに戦略的に決めていたと言われています。その圧力は戦後ずっと続きましたが、最近の改憲論議の口火を切ったのは、2000年10月のいわゆる「アーミテージ・レポート」（米国国防大学・国家戦略研究所〔INSS〕スペシャル・レポート「合衆国政府と日本 成熟したパートナーシップに向けて」）だそうです。この報告書は「集団的自衛権を禁じていることが両国の同盟協力を制約している」と集団的自衛権の行使をはっきり求めるものでした。2001年4月に成立した小泉政権は、米国からのこの強い追い風を受けて、最初の首相記者会見で憲法第9条の改定を主張しましたし、その後はブッシュ大統領の要求のままに自衛隊の海外派兵を強行したわけです。小泉首相は、2003年8月には自民党結党50周年をめぐりに「憲法改正案」をとりまとめることを指示し、それが今回の「自民党新憲法草案」となりました。ブッシュ政権の前国務副長官アーミテージ氏や前国務長官パウエル氏は、その後も「日本が国連安保理事会の常任理事国になるためには憲法第9条の改定が不可欠である」と直接間接に語って圧力をかけ続けています。イラクでの軍事行動、さらにイランや北朝鮮など、将来的に米国の安全と利権を脅かす国々との紛争解決に、日本を利用しようというわけでしょう。

財界 改憲あと押しの第二の勢力は、財界でしょう。企業の海外活動が進み多国籍化していることから、そのための安全保障を米軍だけに頼ることの弱みをただすために、特に湾岸戦争以後、財界は「今こそわが国は新しい国際平和と地球の繁栄のために、果敢に行動する国家に変貌しなければならない」（1991年5月経団連総会決議）などの発言を強めました。経済同友会は、すでに1996年4月に、安全保障問題調査会の報告書で集団的自衛権行使の見直しを主張しました。最近では、日本経団連が、「私は改憲論者」と公言している奥田碩会長のもとで、「戦力不保持」を定めた憲法第9条2項を改め「自衛隊の保持」と「集団的自衛権行使」を憲法上明示すること、また改憲を行いやしくするために96条で定める発議要件の緩和も求めるべきだとする、まるで「自民党新憲法草案」を先取りするような提言を行っています（日本経団連・国の基本問題検討委員会報告書「わが国の基本問題を考える」2005年1月、ホームページ閲覧可：

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005/002/honbun.html>）。経済同友会も2001年4月に設置された「憲法問題調査委員会」が同様の提言書を発表しています（ホームページ閲覧可：<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2001/020422a.html>）。日本商工会議所も

2004年12月に「憲法改正についての意見 - 中間取りまとめ - 」(ホームページ閲覧可：
<http://www.jccci.or.jp/nissy/iken/041217kenpouchukan.pdf>)で同じ趣旨の提言をしており、
経済三団体は足並みをそろえて「軍産複合体」の形成、「武器輸出三原則」の廃止による軍需を
てこにした利益拡大という「死の商人」への道を進もうと各方面に働きかけているようです。も
ちろん、政府介入を出来るだけ減らし(小さな政府)、市場原理にすべてを任す、強者の自由を
徹底的に重視する「新自由主義」の浸透も財界にとっては望むところでしょう。

このような勢力の要求は、それを受けとる与党や野党の議員たち、すなわち対米追従には反対
であっても日本を戦前と似た体制に引き戻したいと考えている議員たち、また小さな政府を標榜
し、企業活動を第一に考えたい議員たちと結びつき、またそれを一部のマスメディアが煽ること
で、日本の政財界の支配層・支配機構がこぞって改憲を大合唱するという事態を起こしています。
それが、とうとうここに来て、改憲という目標達成のための重大布石である、教育基本法改定と
憲法改定、国民投票法制定にまでコマを進めてきたというわけです。

「新自由主義」と「国家主義」 以上から、これら改憲勢力が憲法や教育基本法の改定によっ
て目指していることは、

グローバル化した国際経済競争に勝ち抜くために「新自由主義」的な、つまり強い者がますます
栄え、弱い者はますます低い地位に甘んじざるをえない、あるいは見捨てられてもやむ
をえないとする体制をつくること。

そのために、同じくグローバル化した国際市場秩序を維持するための「国家主義・民族主義
的」軍事と統治の体制をつくることでしょう。

の「新自由主義」的な体制を実現するための労働力供給、あるいは人材選別体制を正当化し
ようとするのが今度の教育基本法の改定であり、その基礎として、社会の中心的な価値観を、
すなわち有事に適合可能なものへと根本から変えようとするのが日本国憲法改定という企てでし
ょう。

5. 改憲の結果として懸念されること

以上から改憲の結果として予想されることをまとめてみれば、次のようになると思います。

対米従属(日米軍事同盟の強化)

徴兵制導入、軍国主義復活(政治の右翼化)

軍産体制

国民の基本的人権侵害(新自由主義の徹底による社会格差の拡大、教育の不平等な
ど)

東アジアでの日本の孤立

特に国民の基本的人権侵害への危惧については、例えば、すでに憲法改定に先立って、2006年
4月から新たに施行された「障害者自立支援法」では、「応能から応益」負担への大転換を謳い、
生活保護水準さえも確保されていないきわめて低所得の障害者に、トイレや外出することも「益」
であり、作業所に働きに通うことも「益」であるとし、「応益(定率)1割負担」を強要してい

ます。また「国旗・国家」法案の審議の際に、当時の小淵首相があれほどはっきり「学校現場での強制はない」と明言したにもかかわらず、例えば東京都教育委員会は、2003年以來この件ですでに344名（2006年3月末まで）もの教員の懲戒処分を行っているという事実があります。国の最高法規である憲法19・20条が「思想・良心・信条の自由」を保障し、教育基本法10条が公権力などによる教育への「不当な支配」を禁じているにもかかわらず、教員自身が起立・斉唱しない場合だけでなく、生徒にそれをさせることのできない教員も処罰されるという事態が毎年繰り広げられているわけです。教員自身と生徒の良心は、そこで二重に強制を加えられているわけであり、家族・親族を人質にした、かつての卑劣な精神的暴力が、現代のこの日本でまかり通っています。教育基本法と日本国憲法が変えられてしまったら、一体さらにどのようなことが起こるのでしょうか？